

は し が き

我が国の水道は、現在普及率が97%を超え、住民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないライフラインとなっている。特に簡易水道事業については、農山漁村等を中心として、地域住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は、大変重要である。

一方、今日の簡易水道事業は、人口減少等に伴う料金収入の減少のほか、高度成長期に整備した施設の老朽化に伴う大量更新、耐震化、資産規模の適正化、技術の継承と新技術の導入等、様々な課題を抱えている。

こうした課題に適切に対応していくためには、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するとともに、現在の経営形態のあり方自体を見直し、広域化等や更なる民間活用といった抜本的な改革を検討する必要がある。

また、公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知）により、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、簡易水道事業を重点事業に位置付け、その推進に取り組んでいただくよう要請しているところであり、人口3万人以上の市町村等が実施する簡易水道事業については、集中取組期間内に移行することが必要であり、3万人未満の市町村等についてもできる限りこの間に移行することが必要となる。

総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定しており、併せて、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、アドバイザー派遣や関係各機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしている。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「簡易水道事業年鑑」を作成しているところである。

本年鑑は、平成27年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、簡易水道事業について、その決算、業務状況等について集計したものである。

本年鑑を、経営戦略の策定や抜本的な改革を検討する上での基本的な資料として積極的に活用され、将来にわたって安定的に事業を継続するための経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成29年3月

総務省自治財政局公営企業経営室長
石 黒 久 也